

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

【改正の概要】

1 第8次一括法による都道府県から中核市への法定移譲に伴う改正

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務
 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限が、中核市に法定移譲
 されること等に伴う改正

〔特例条例により移譲している一部事務が中核市へ法定移譲となるため、移譲事務から削除等
 〔対象：松山市〕〕

【法定移譲前】

区分	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定・認可	松山市 〔法定移譲〕	松山市 〔事務処理特例条例 に基づく移譲〕		
情報の公表	松山市 〔事務処理特例条例 に基づく移譲〕			
変更届	松山市			
運営状況報告	〔法定移譲〕			



【法定移譲後】

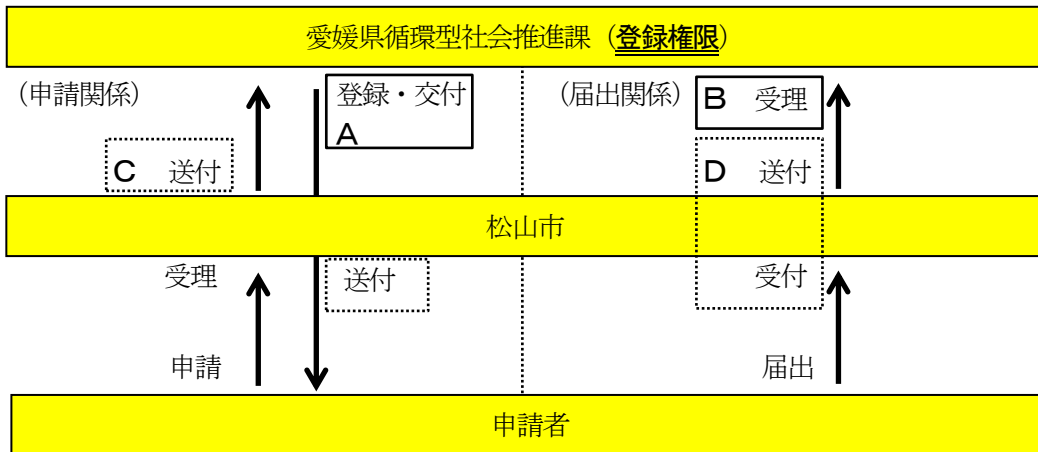
区分	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定・認可	松山市 〔法定移譲〕	松山市 〔法定移譲〕		
情報の公表	松山市 〔事務処理特例条例 に基づく移譲〕	松山市 〔事務処理特例条例 に基づく移譲〕		
変更届	松山市	松山市		
運営状況報告	〔法定移譲〕	〔法定移譲〕		

2 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲等に伴う改正

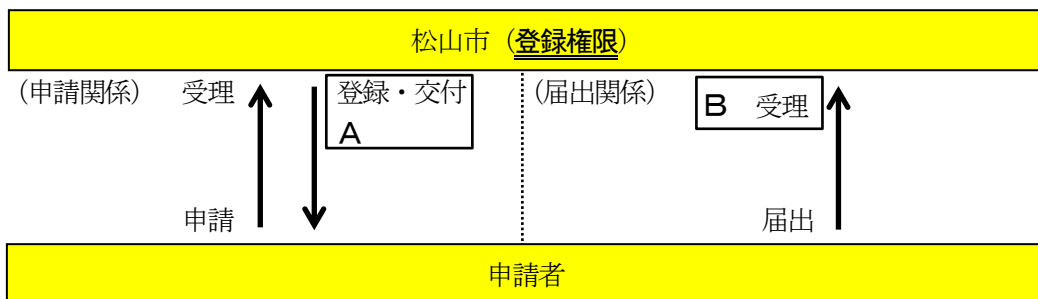
①廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物再生事業者登録に係る事務の松山市への移譲に伴う所要の改正（追加及び廃止）

- ・追加 廃棄物再生事業者の
 - 登録
 - 登録の取消し
 - 登録証明書の交付
 - 登録証明書の再交付
 - 登録事項の変更の届出の受理
 - 事業場の休廃止の届出の受理
 - 登録証明書の返還の受理
- ・廃止 廃棄物再生事業者の
 - 登録の申請に係る申請書の知事への送付
 - 登録証明書の再交付の申請に係る申請書の知事への送付
 - 登録事項の変更の届出、事業場の休廃止の届出に係る届出書の知事への送付
 - 登録証明書の返還の受付及び知事への送付

【移譲前】



【移譲後】



施行日 平成31年4月1日

【その他参考事項】